

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 6 年 11 月 21 日 (木) 午後 1 時 38 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 大庭局長・白井主査
8. 協議事項
11 月第 5 回臨時会議 (11 月 21 日) から付託された事件 (議案 2 件)
9. 傍聴者 4 名
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午後 1 時 38 分 閉会 午後 2 時 22 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 6 年 11 月 21 日

総務産業常任委員長

田 村 大 治 郎

記 録 調 製 者

白 井 陽 子

— 開会 13:38 —

田村委員長 皆さんお疲れ様です。本日の出席委員については委員9人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していくよう、お願ひします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願ひします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願ひします。それでは、これより本会議で本委員会に付託されました議案2件について、審査を行います。議案第1号「工事請負契約の締結について（長門市IT関連企業等集積拠点施設整備改修建築工事）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

経済産業部長 お疲れさまでございます。それでは、議案第1号工事請負契約の締結につきまして補足説明をさせていただきます。本工事に係る工事請負契約の締結内容及び入札の状況につきましては、議案書及び議案参考資料1ページから4ページに記載のとおりでございます。なお、議決対象ではなく、参考までの報告となります。関連する工事といたしまして、機械設備工事がありまして、条件付き一般競争入札により1億4,300万円で、おきた・キハラ特定建設工事共同企業体が落札、更には、関連する工事監理業務につきまして、随意契約により、2,005万3,000円で、基本・実施設計業務の受託者でありました、カイト・山根・藤田設計共同体にそれぞれ決定しておりますことをこの場でご報告させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたのでこれより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田中委員 お疲れ様です。今回は3回目の入札で落札者が決定したということなんですねけれども、技術者とか作業者の労務費、資材価格の高騰というのが、今後社会情勢によって事業者の負担が増加する可能性があると思うんですけれども、工事のここから先の見通しについてはどういうふうな見解か、お尋ねいたします。

企業誘致・まちづくり推進課長 見通しというのは、工期内完成という意味合いでしょうかね。工期のほうも公告の中でお示しをしておりまして、その工期に完成が可能ということで応札いただいたところからは認識しておりますので、当然工期内に収まるものというふうに考えております。

田中委員 ということは、今回のこの入札が遅れていったことについて、最終的な工期の終わり、計画では2026年の1月だったっていうことだったんですけれ

ども、そこに影響はないというふうに思ってよろしいってことですね。

企業誘致・まちづくり推進課長 工期のほうは 420 日というふうにしておりまして、これは工事の開始から 420 日ということになっておりますので、当然、入札が遅れた部分に関しては、その分は工期を後ろのほうに行ってるので、それでも年度内に完成するというところで設定しているところでございます。

田中委員 では 1 月よりちょっと年度内ではあるけれども、当初よりはちょっとずれるっていう感じでよろしいですか。

企業誘致・まちづくり推進課長 当然、業者決定までにこちらの考えていたところよりもひと月ぐらい遅れていますので、当然工期のほうも後ろに行くというふうには考えております。

田中委員 先ほど、ここから先の影響について伺ったんですけれども、そもそもこの事業が動き始めてというか、計画されて今に至るまで、かなり日数が経っていると思うんですね。この最初の見積もりというんですか、見積もりをした時点で、この事業にかかる総額っていうことがあったと思うんです。執行部の中にも。でもその間に、世界情勢、色々世情も変わってきて、実際、仙崎に進出するはずだったホテルなども資材の高騰を理由に延期になったりしているわけですけれども、最終的に今、今回入札を行うにあたって、この金額に無理がなかったのかどうか。そこが私、ちょっと懸念、ちょっとどうだったんだろうっていうふうに思うんですね。というのは、2 回ほど応札がなかったということも含めて、予定価格に無理があったのではないかなどというふうに、その辺は執行部、どういうふうに考えてらっしゃいますか。

田村委員長 その前に、応札がなかったっていうのは次の議案ですよね。（「電気と間違えてないか」と呼ぶ者あり）（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）なので、建築のほうは（「建築です」と呼ぶ者あり）（雑談あり）じゃあ後でお願いします。

建築住宅課長 今ありましたご質問は、資材の単価等になろうかと思いますが、それについては現在の物価上昇等を勘案した単価で積算しておりますので、今のところは適正な価格で入札をさせてもらっております。

重廣委員 私は 1 点、先ほど課長が工期を 420 日と言われましたよね。この 420 日の根拠について説明願います。

建築班長 工期の 420 日でございますが、今回の工事の内容に応じて日数を積み上げて計算しております。

重廣委員 わかるようでわからないんですが、前もよく話するんですけど、金額に応じてとかいろいろなのがあるんですよ。それぞれの工事内容に応じて計算されたと。その結果が 420 日であったというふうに認識してよろしいんですか。

建築班長 はい、そのとおりでございます。

田村委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑も

ないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第2号「工事請負契約の締結について（長門市IT関連企業等集積拠点施設整備改修電気工事）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願ひします。

経済産業部長 議案第2号につきましては、特に補足説明はございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 それでは、何点か伺いたいと思いますが、入札の状況がここにうたつてありますが、2回されましたが応札者がなかったというふうに書いてあります。この原因について、どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

監理管財課長 まず、公共工事の発注見通しにつきましては、毎年4月、7月、10月及び1月に公表しているところでございます。一方、公共工事の中期事業見通しについては、公共工事の発注見通しの中でも掲載しておりますが、特に大規模な事業案件が複数あり、受注者にとっては技術者の確保等が必要になりますことから、別途お知らせし、周知に努めたところでございます。また、市としては、市内事業者の受注機会の確保のもと、条件付き一般競争入札を執行したところです。それでは、2回の入札についてご説明いたします。10月2日の入札執行分につきましては、長門市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づき、特定建設工事共同企業体による参加を求め、本店又は営業所を市内に有している市内業者同士の組み合わせであること、また直近の電気工事の総合評定値が600点以上であること、さらに公共工事の電気工事において2,500万円以上の施工実績があることなどを参加要件とし、執行しましたが、応札者がありました。続いて、1回目の入札において応札者がなかったことから、再度公告を行い、10月23日入札を執行したところです。再度公告入札におきましては、要綱に基づき入札参加要件を市内業者と市内業者以外の業者の組み合わせとして実行しましたが応札者がなかったところです。なお、入札不調の理由として考えられますのは、入札時期により市内業者の技術者が不足し、応札者がなかったものだと考えております。

重廣委員 概ね分かったんですが、結局は市外業者に随意契約として契約されていますよね。1回目の先ほど参加要件を言われましたが、そのときに市内でJVを組んだ場合、応札者が何件ぐらいあるというふうに予想されておられましたか。何件くらい出るであろうという予想をされたというか、今その参加要件の中、点数が600点以上とか様々なことを言っておられましたよね。そういう業者が

市内には何件ありますか。

監理管財課主幹 先ほどの入札参加条件に適合する業者は 6 社ほどございました。その組み合わせ、2 社以上で組み合わせた場合、3 組の組み合わせができるものというふうに考えております。

重廣委員 1 回目はそれで応札者がなかったと。で、2 回目については、要件として市外、1 つが市外でもよろしいという要件に広げたけど、それでもなかったということによろしいですね。そこで、最終的に随意契約という形で、山口支社、ですから山口市に支店があるんですかね。その方と随意契約されたんですが、随意契約、確かに契約要件の中に、この随意契約の第 8 号というものを使われたんですが、その辺り説明をしていただいたらと思います。

企業誘致・まちづくり推進課長 2 回入札を行いまして、応札者がなかったということで、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号、これは競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないときというところの規定がございまして、これに基づきまして随意契約を行おうというものでございます。

重廣委員 はい、分かりました。これは説明によりますと、その会社に見積もりを要求して、それが工事請負額と合致したから契約を結んだという表現でしたね。これは、先ほどありました建築のほうが 99.1 パーセントですか、パーセンテージにして。こちらのほうを計算しますと 99.6 パーセントぐらいになるんですかね。建築のほうは少ないですよね。応札者がいなかつたから、契約でここに見積もりを頼んだら、たまたま良かったと。この金額の話なんんですけど、建築は 99.1 パーセントですから、電気も 99.1 パーセントでお願いしますとか、そういうことはないんですか。ちょっと私、それがよく分からなくて。公表規定額というのを事前にお知らせして見積もりをしてくださいと言われたものなのか、出てきた見積もりによって、これは規定の中に入っているからこれでいいなというふうに判断されたのか、その辺りを伺いたいと思います。

企業誘致・まちづくり推進課長 予定価格は事前にお示しをしておらず、お見積もりをいただいて、それが予定価格内に収まっていたというところで契約を進めさせていただいたというところでございます。

重廣委員 それでは、ピンポイントでこの 1 社だけにお願いしたのか、3 社ぐらいに言われて、それで選んだのか。それは別にどちらの方法でやられたんでしょうか。

企業誘致・まちづくり推進課長 JV、共同企業体でこれまで公告しておりましたけれども、今回この JV を組むというところがなかなか難しいというところもございまして、単独でお話をさせていただく中で、工事規模が 2 億円という形になりますので、その評点だとか、それから施工実績だとかも考えて、中電工さ

んに、1本に絞ってご相談をしたというところでございます。

重廣委員 これは、山口統括支社というふうに書いてありますが、長門にもありますよね。中電工さんが。それは支所になるのか、営業所なのか分かりませんけど、あくまでも長門にありますから地元という認識が強いんですが、そちらのほうにお願いするということはなかったんですか。

企業誘致・まちづくり推進課長 長門のほうにも相談をさせていただいたんですけども、技術者不足ということで、長門のほうでは対応ができないというところから、山口統括支社のほうにお願いをしたというところでございます。

重廣委員 これ、説明文の中に、メンテナンス等、長門営業所がございますから後々のメンテナンスも可能ではないか、簡単にできるんじゃないかというふうに書いてありました。ただ、やはり地元業者を優先的に使ってほしいなという、金額は金額で、金額ですから。そういうふうに思ってるわけなんですよ。そこで、私は、これ他市、前に会合がありまして、他市の方から聞いたんですけど、工期先ほど420日、電気も建築も1月16日までというふうに書いてありますよね。同じ日に当然完成するようについて計算なんでしょうけど、他市ではなるべく地元の業者を使いたいから、予定が2か月遅れてでも地元の業者を入札させたという経緯があるんですよ。美祢市の話ですけどね。そういうことについて、原課としてどのような見解をお持ちか。私はできるだけ地元の業者にお願いしたいという気持ちが強いんですが、時間がないからあちらのほうに、よその業者にお願いした。それでも、工期を遅らしても地元の業者にやってもらおう、そういう発想はなかったのかどうか。そのことについて伺いたいと思います。

経済産業部長 それでは、私のほうからお答えさせていただきます。今回のこの事業につきましては、財源が今、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして考えておりまして、どうしても令和7年度中で完成を目指したいと我々としては考えております。そうしたことから、今のその工事の、今1月が工期にはしておりますけども、なんとか年度内に完成したいというところがございまして、先ほどの市長の冒頭の説明でもございましたが、機械建設が決まってる中で、電気というところなんですけども、当然我々としても2回の入札をさせていただく中で、なるべく地元業者という思いは当然市としても持っているところでございまして、今回、スケジュール等も勘案しまして、今のそのご指摘の、遅れてまでというところまでは、今回は判断しなかったといったところでございます。

吉津委員 私も重廣委員のおっしゃったところにちょっと近いんですけども、結局これ随意契約っていうことになりますて、なかなか地元の業者が入れてないっていうお話をだつたんですけども、これ工事の概要の中で、A棟、B棟とクリエイティブリング新築工事とか4項目に多分分かれてると思うんですけど

も、これをなんとなく小分けにすると、金額もちょっと抑えられて、この今忙しい中で技術者不足っていう話があったんですけども、地元の業者も手を出しやすくなるのかなっていうふうに考えたんですけども、そういう小分けに出すっていう考え方とかはなかなか難しかったのかなって、その辺のお考えを聞かせてもらえたたらと思います。

建築班長 電気設備工事について、分割発注できないかということにつきましては、次の3つの理由に基づいて一括発注しております。1つ目は、電気設備工事の性質上の要因でございます。本施設の電気は敷地外からキュービクルを介して引き込んでおりまして、A棟及びB棟に送る仕組みとなっております。そうしたことから、分割発注した場合に、キュービクルの前後で施工する業者が異なってくることから、将来的な維持管理において施工責任が不明瞭になるということで判断しました。2つ目は、敷地条件の要因でございます。本現場は、施設規模に比して敷地が狭いことから、分割発注した場合に業者数が倍になり、施工ヤードを確保することが困難であると判断しました。3つ目は、地域住民等への影響でございます。本現場は住宅街及びホテルが近接していることから、分割発注した場合に業者数がその分倍になり、交通量が増加し、騒音等による近隣への影響が考えられると判断しました。

重村委員 それじゃあ1点だけ。今回2億2,000万円の規模の契約案件で、随意契約と、結果的にはですよ。ということで、議会の承認をいただきたいということで上がってきます。この167条の2第1項第8号、これを適用して随意契約。私は議員になって16年目になりますけど、こういう案件があったかな。少額の議会にも通さなくていい契約案件。これは随意契約っていうのは大いに私はあろうというふうに思いますけど。2億2,000万円。こういったときになぜ、その議会にかけるかっていうと、例えば競争性はきちんとあったのかとか、透明性はあるのかとか。本当にきちんとした入札という行為が行われて、契約を結ぼうとしてるっていう、私たちは説明責任があるわけですよね。その上で、この条項を使って1億5,000万円以上の工事で、随意契約で、議会のほうに諮ったという案件が今まであるのか。これを確認したいというふうに思います。

企業誘致・まちづくり推進課長 過去にそういった2億円程度の随意契約があったかっていうのは、すいません。手持資料がないのでお答えはできませんけれども、我々も2億円の随意契約っていうのが本望ではなくて、やむを得ない措置というところで抱えておりまして、本来であれば応札がきちんとあって、できればその市内の企業に取っていただいてというところを求めて、2回の入札を行ったというところでございます。

重村委員 それじゃあ、発言の修正をいたします。この案件で議事が止まって、それを確認しないと私は議決しないよという案件でもございませんので。今後

として、こういう異色な、私は提案するときに過去の事例とかいうのもぜひ私は持ち控えてね、議会に提案をしていただきたいし、しっかりした説明をしていただきたいということだけ申し添えておきたいというふうに思います。このご答弁がないと議決できないということではないので、ここで私の発言というのは止めさせていただきたい。結構です。

田中委員 ちょっと確認だけさせてください。1回目の入札が不調となったときに、2回目の入札が行われるまで21日間空いたと思うんですけども、これはその間に何か検討するのにこれだけの時間がかかったとか、何かあったんでしょうか。

監理管財課長 再度公告を行った関係上、日数がちょっと必要になりました。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第2号の全般にわたりご質疑はありませんか。

重村委員 それじゃあ、副市長のほうに1点だけ見解を確認しておきたいと思います。この第2号議案は、結局、今の審査でもお分かりのとおり、極端に言うと2億円を超える電気工事でという条件下では、そのときのそれぞれの業者の状況っていうものもあるかもしれませんけど、応札自体が難しいという状況が見えてくるわけですね。できるだけ長門市内の業者にお願いしたい。だけれども、体力的なことなのか、技術者なのか、雇用の人数なのか。その2億円を超える電気工事を請け負うだけの会社としてのキャパがないというんですか、そういうものが私は見えてくると思うんですよ。今後、やっぱり公共事業をするときに、大きい物件っていうのはこれまで以降全くないかっていうと、必ず出てくるはずです。今回担当課、それから管財のほうでご努力をされて、JVはどうだろうかという色んな提案をしたにも関わらず、その成果が出てない。これは一つ、今後の大きな課題として、私は行政サイドがちゃんと今回の事例っていうのを、今後の対策を私は取るべきだと。長門市で発注する工事っていうのは、当然皆さんも長門市の業者にとってほしい。それがあまりにも大きな工事であれば、JVを組んで、そこの協力会社として入ってほしいっていうのは、皆さん心は一だ思うんですね。そういったときに、今回の事案っていうのを重大に受け止めて、今後の電気工事関係の業者の方たちに、JVというものがどうなのかとか色んな、行政サイドとして今後の公共事業の中で大切な視点になるということで、私はご認識を、協力会社の人にですよ、持っていたいほうがいいんではないかと思うんですけども、このあたり、副市長の見解と、今回の事案を通してなんか見えてくる行政サイドとしての危機感、そういうものがありましたらご発言をいただきたいというふうに思います。

大谷副市長 委員から今、ご指摘ありましたように、私どもとしては、地元業者に1件でも多くの案件、これを抱えていただきたい。この思いは全く過去も

将来も変わることはございません。ただ今回、こういう事態に至った原因が大きく 2 つございます。1 つは、今回、昨年度の仙崎公民館の建築から油谷支所の改築、それから西消防署の建設工事、そして今回の IT 抛点施設整備という形で、この 1 年間に 4 件の相当大きな工事が集中してしまったという点、このことが 1 つには理由としてございます。もう 1 つは、特に電気工事でございますけれども、電気工事は今 600 点以上の、先ほど評点とか担当から申し上げましたが、これの条件にかなう業者が市内に 6 社しかございません。それは過去にはもうちょっと多かったとは思うんですけども、最近はその事業承継がうまくいかず、廃業に至った業者さんもいらっしゃいます。その 6 社の中で JV を組んで最大 3 組まで対応できるという状況なんですけれども、その中でこのような、4 つの大きな工事が集中してしまった。そうすると、技術者がいかにも多くてもこの 4 つに分けるわけにはいかないという、こういう事態に立ち至ったということが、事実ございます。今回、最終的に受けていただいた中電工の山口統括支社におきましても、技術者が少ない。そのため、できるだけ山口に集中させて、それぞれの、例えば長門であれば営業所、所長以下 4 名の体制ではございますけれども、この方々も皆案件を抱えている。そういうところに応援に行くという体制を組んでるんですというようなことも、この支社からお聞きをしております。そういう臨時異例な状況ではございましたけれども、委員がおっしゃったように、今回の件を一つ教訓として、各業者さんには JV の意味を再度ご認識いただく、そして、こちらとしても分割発注とかそういうことが考えられないのか、行政側としてもこうした体制を維持してまいりたいというふうに思っておりますので、この点についてはご理解を賜りたいと存じます。

田村委員長 今一度、議案第 2 号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないで、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないで、討論を終わります。採決します。議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（賛成者挙手）挙手多数です。よって、議案第 2 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。（「委員長、動議」と呼ぶ者あり）

重村委員 ここで暫時休憩の動議を提出させていただきたいと思います。

田村委員長 ただいま、重村委員から休憩されたいとの動議が提出されましたので、この際、暫時休憩します。説明員の皆様はご退席ください。再開は 14 時 15 分からとします。

— 休憩 14：09 —
— 再開 14：15 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。ただいま、松岡副委員長に対する不信任動議が提出されました。お諮りします。本動議を議題とすることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認め、直ちに議題とすることに決定しました。松岡副委員長不信任動議を議題とします。この際、委員会条例第31条の規定により、松岡副委員長は除斥となりますので、副委員長の退場を求めます。

— 松岡副委員長 退場 —

田村委員長 動議提出者の説明を求めます。

重村委員 それでは、皆さん、お疲れ様です。休憩時間を利用して、不信任に関する動議を提出させていただきましたので。提案理由は、読み上げまして説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。案件、松岡副委員長の不信任に関する動議。本委員会は、下記の理由により松岡秀樹副委員長を信任しない。記。先般、10月22日に開催されました議員全員協議会で議長から説明がありました「長門市議会議員政治倫理審査会」の報告書では、審査請求の対象となった松岡秀樹議員は、「長門市議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号及び第2項の政治倫理基準に違反していると判断する」とされております。長門市議会議員政治倫理条例は、市政が市民の厳肅な信託によるものであることを認識し、市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、市民の信頼に応えるために長門市議会自らが平成18年12月制定、平成19年4月1日施行したものであります。松岡秀樹議員の政治倫理基準違反は、第3条第1項第1号「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」、また同条第2項「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない」この2点について議会は倫理違反と決定したものです。本日の委員会は、10月22日政治倫理審査会からの報告、決定を受けたのちの最初の委員会開催であります。私たちは12月定例議会を目前に控え、健全で円滑な委員会運営を考えなくてはなりません。当委員会の副委員長として松岡秀樹委員の副委員長職はその適正を欠くものと判断し、不信任の動議を提出するものであります。以上。委員の皆様、是非ともこれまでの経緯等もご理解をいただいてると思います。どうか良識あるご判断をいただきたいというふうに思いました、説明とさせていただきます。

田村委員長 以上で、説明は終わりました。お諮りします。本案は、質疑及び討

論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
「ご異議なし」と認めます。よって、質疑及び討論を省略することに決定しました。採決します。採決は举手により行いますが、举手しない者は反対とみなします。松岡副委員長不信任動議に賛成の方は举手願います。（賛成者举手）举手多数です。よって、松岡副委員長不信任動議は可決されました。この際、松岡副委員長の除斥を解きます。

— 松岡副委員長 入場 —

田村委員長 本日提出された松岡副委員長不信任動議は可決されました。これで総務産業常任委員会を散会します。どなたもお疲れさまでした。

— 散会 14：22 —